◎調達機関番号　417　◎所在地番号　04
1　掲載日及び調達等件名
⑴　平成23年２月18日（号外政府調達第32号・11・12ページ）「常磐自動車道　交通量計測設備購入」
⑵　平成23年２月４日（号外政府調達第23号・36ページ）「休憩施設における気象情報等提供に関する番組制作業務」
⑶　平成23年２月４日（号外政府調達第23号・35・36ページ）「東北支社管内道路気象情報提供業務」
⑷　平成23年１月14日（号外政府調達第８号・119ページ）「東北中央自動車道　白竜湖地区第二次土質調査」
⑸　平成23年１月６日（号外政府調達第３号・72・73ページ）「常磐自動車道　坂元工事」
2　変更箇所
⑴　契約責任者「鹿島　幹男」を「鈴木　辰夫」に、５⑴　「Contracting Entity : Mikio Kashima, Director General of Tohoku Regional Head office, East Nippon Expressway Company Limited」を「Contracting Entity : Tatsuo Suzuki, Director General of Tohoku Regional Head office, East Nippon Expressway Company Limited」にそれぞれ変更致します。
⑵　契約責任者「鹿島　幹男」を「鈴木　辰夫」に、５⑷　業務提案書の提出期限並びに提出場所及び方法　①　提出期限　「平成23年４月25日（月）までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後４時00分まで」を「平成23年５月10日（火）までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後４時00分まで」に、７⑶　Time limit for the submission of proposals : 「4 : 00 P.M. 25 April 2011」を「4 : 00 P.M. 10 May 2011」に、７⑷　「Official in charge of the contract of the procuring entity : Mikio Kashima, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited」を「Official in charge of the contract of the procuring entity : Tatsuo Suzuki, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited」にそれぞれ変更致します。
⑶　契約責任者「鹿島　幹男」を「鈴木　辰夫」に、５⑷　技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法　①　提出期限　「平成23年４月25日（月）までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後４時00分まで」を「平成23年５月10日（火）までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後４時00分まで」に、６⑺　選定通知の日は「平成23年３月17日(木)を予定する。」を「平成23年３月31日（木）を予定する。」に、７⑶　Time limit for the submission of proposals : 「4 : 00 P.M. 25 April 2011」を「4 : 00 P.M. 10 May 2011」に、７⑷　「Official in charge of the contract of the procuring entity : Mikio Kashima, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited」を「Official in charge of the contract of the procuring entity : Tatsuo Suzuki, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited」それぞれ変更致します。
⑷　契約責任者「鹿島　幹男」を「鈴木　辰夫」に、７⑷　「Official in charge of the contract of the procuring entity : Mikio Kashima, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited」を「Official in charge of the contract of the procuring entity : Tatsuo Suzuki, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited」それぞれ変更致します。
⑸　契約責任者「鹿島　幹男」を「鈴木　辰夫」に、５⑴　「Official in charge of the contract of the procuring entity : Mikio Kashima, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited」を「Official in charge of the contract of the procuring entity : Tatsuo Suzuki, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited」にそれぞれ変更致します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年４月22日
支出負担行為担当官
中部地方整備局長　富田　英治
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
○第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平成23年度伊豆縦貫大場高架橋鋼上部工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　静岡県三島市大場
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝227ｍ　６径間連続非合成少数鈑桁橋　鋼重Ｗ＝約640ｔ　橋長Ｌ＝227.0ｍ（2@35.5＋45.0＋3@37.0ｍ）
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成25年３月25日まで
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約640ｔ、コンクリート　約1,070㎥、鉄筋　約180ｔ
⑺　本工事は、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型Ⅰ型）の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑽　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑾　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑿　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm参照）に基づき行うものとする。
総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成８年度以降に元請けとして、㋐から㋓に掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作・架設工した実績を有すること。なお、㋐から㋓は同一工事であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない）。但し、同一橋梁で、製作と架設が別発注工事の場合は、同一橋梁の根拠を提出することで同一工事と認める。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。